

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 16 日現在

機関番号：22604

研究種目：若手研究 B

研究期間：平成 22 年～平成 24 年

課題番号：22730671

研究課題名（和文）

韓国における多文化教育政策の形成と展開に関する実証的研究

研究課題名（英文）

Research on Formation and Development of Multicultural Education Policy in South Korea

研究代表者

金 侖貞 (KIM YUNJEONG)

首都大学東京・人文科学研究科・准教授

研究者番号：40464557

研究成果の概要（和文）：

本研究は、韓国を調査対象に多文化教育政策や多文化教育の実践において分析を行った。その成果は、第一に、社会教育としての多文化教育を解明することとした。つまり、韓国における「社会教育」としての多文化教育の様相を明確にすることに重点をおいて行った。第二に、多文化教育政策の分析を行い、韓国の多文化教育のパラダイムの転換を明確にした。第三に、多文化教育における当事者の関わり方を外国人女性、その中でもフィリピン人女性に焦点を当てて分析を行い教育をとおした定住戦略を明らかにした。

研究成果の概要（英文）：

This research analyzes multicultural education policy and multicultural education practice of Korea. The outcomes of this research are as follows; first, it elucidates multicultural education as lifelong education. It is analyzed focused on multicultural education as lifelong education in Korea. Second, it analyzes multicultural education policy and clarifies paradigm shift of Korean multicultural education policy. Third, it analyzes the strategies for settlement through multicultural education through the participation of foreign women especially focused on Philippine women as a foreigner.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2011年度	900,000	270,000	1,170,000
2012年度	600,000	180,000	780,000
総計	2,700,000	810,000	3,510,000

研究分野：教育学

科研費の分科・細目：教育学・教育社会学

キーワード：教育学・多文化教育・韓国研究・多文化共生

## 1. 研究開始当初の背景

日本での多文化教育研究は、帰国子女の学校適応問題やニューカマー外国人が増加していった1980年代のことであり、社会教育においては、1990年代以後外国人の日本語学習支援を中心に蓄積されるようになった。しかしながら、たとえば、日本社会教育学会の『多文化・民族共生社会と生涯学習』（1995年）などをみると、その研究は、主に外国人を対象とするものであった。

従来の研究では、外国人を受け入れる他者としての「日本人」を視野にいれた研究はほとんどなく、多文化共生の問題は、外国人市民や外国人生徒の課題であるとされたが、2005年の異文化間教育学会による「日本人性」研究において、多文化共生を考える上で「日本人」に焦点が当てられ始めた。つまり、多文化教育は、外国人市民、外国人生徒の問題であると思われ、日本人にそれを共有させることを射程にいれた研究はほとんど行われてこなかった。

このような日本の状況から考えたとき、多文化共生を実現していくためには、多文化教育を「制度化」していく必要性を考えるに至った。

韓国は、日本と同じく単一民族神話が根強く、教科書から「単一民族」という言葉が削除されたのは、最近のことであり、多文化教育研究や実践が本格的に始まるのは、2005年以降である。これは、2005年に外国人の移住女性問題が大統領指示課題に位置付けられて以来、地方参政権付与（2005年）、在韓外国人処遇基本法（2007年）、多文化家族支援法（2008年）を制定し、当時の教育科学技術部は、2006年から毎年「多文化家庭子女教育支援方案」を発表、2008年には中長期方案を出した。

このように、目まぐるしく進展している韓国の多文化教育に関して、まだ日本では十分に研究が行われておらず、韓国社会教育に関する本格的な文献『韓国の社会教育・生涯学習』が2006年に出されたことから分かるように、韓国の社会教育に関する研究は蓄積され始めてはいるものの、韓国多文化教育研究はまだ十分行われていなかった。

多文化教育施策は、「外国人集住都市会議」など、外国人が多く居住している地方自治体を中心となって展開しているが、2008年に日本経済団体連合会が「人口減少に対応した経済社会のあり方」で日本型移民政策が提示されるなど、日本の状況を考えたとき、国家政策として多文化教育を推進している韓国を分析することによって、国家として総合的対応を考える手がかりが得られると考えたのが、本研究開始の背景である。

多文化共生が日本人の課題でもあるという「当事者性」を共有し、多文化共生社会を実現していくためには、多文化教育を国の政策として総合的に進めていく必要がある。

## 2. 研究の目的

本研究は、従来の多文化教育研究において外国人の他者としての「日本人」への視点が弱かったことから、多文化教育を「制度化」していくことに着目し、2006年以降国家が積極的に多文化教育政策を推進している韓国を調査対象に、政策研究、理論研究、実践研究の3つを中心にその実態を明らかにしようとするものである。

多文化教育は主に外国人を対象に焦点がおかれがちであるが、多文化教育を実現していくためには受け入れ国の市民の意識を変えていくことが必要である。少子高齢化が進み、外国人を「移民」として受け入れていくことが予想されている中で、古くて新しい課題である「多文化教育」へのパラダイム転換をどのように図っていくのか。日本と同様、社会的・文化的同質性の高い韓国の多文化教育政策を調査、分析することによって、日本の多文化教育の「制度化」を考える視座を提示することを試みる。

## 3. 研究の方法

韓国の多文化教育を総合的に分析するため、多文化教育関連研究の文献研究を進める一方で、平生教育振興院などの国家機関や、外国人支援や多文化共生活動に携わっている地域団体の実践家、そして、外国人女性の当事者に聞き取り調査を行った。

## 4. 研究成果

本研究における研究の成果は、以下の3つに集約される。

韓国社会において、多文化教育が本格的に政策として動き始めるのは、2006年以降のことである。それは、中央政府の各省庁からさまざまな多文化政策が打ち出されたことや急激な国際結婚の増加によってダブルの子どもが韓国の教育制度に編入するにつれてのことである。

このような背景から、韓国の多文化教育は主に学校中心のものであったが、第一に、本研究においては、社会教育としての多文化教育を解明することとした。つまり、2006年以降の韓国多文化教育政策の展開において、

韓国における「社会教育」としての多文化教育の様相を明確にすることに重点をおいて行った。

もちろん地域団体や NPO などが多文化政策が始まる前から様々な実践に取り組んできたが、2008 年の「第二次平生（生涯）教育振興計画」以降、多文化教育を社会教育としてみる動きが多文化教育政策及び多文化教育研究において見受けられる。外国人を対象とした学習支援は、それまでの社会教育政策において、2001 年から始まった疎外階層平生教育プログラム支援事業、2006 年から始まった成人識字教育支援プログラムでみられるが、これら事業の対象の一部に外国人を位置づける程度であった。それがより積極的な支援に変わるのは、2009 年の「多文化家庭の平生教育プログラム支援事業」からである。

「第二次平生教育振興総合計画」における推進課題として「社会統合のための平生学習参加及び支援拡大」が置かれ、多文化家庭などの新疎外階層のための平生学習安全網の構築運営が定められ、それをうけて始まった事業なのである。

このような社会教育における多文化教育事業の動きに加え、研究においても、学校教育中心の多文化教育研究が、2009 年を機に社会教育としての多文化教育の視点がみられる。つまり、多文化社会の実現において、社会教育の実践戦略を議論する必要があることが、「平生教育の観点からみた多文化教育の新しい構想」（ベ・ヨンジュ『平生学習社会』第 5 巻第 1 号）などの論文においてみられるようになる。

学校教育中心の多文化教育を、社会教育と捉えるパラダイム転換が実際の現場ではどうなのかを明らかにするために、ソウル市のプルン（青い）市民連帯の実践を分析した。

1990 年代にそれまで民主化運動に取り組んできた団体が民主化の後、地域社会の課題に目を向けるようになるが、プルン市民連帯も同じく、地域の識字活動から地域の社会教育実践を始めた。地域の必要に応じた活動をするというスタンスから、地域社会で国際結婚の外国人女性たちが増えている中で、外国人労働者や外国人女性たちの韓国語教育に取り組み始め、2007 年に多文化センターを、2008 年に多文化図書館を開館するとともに、外国人女性を常勤のスタッフとして雇用、彼女たちが受動的に恩恵をうける対象ではなく、主体的に地域の多文化教育実践に関わるようにした。

2006 年以降の韓国多文化教育政策のほとんどは、韓国文化や韓国語など、韓国社会への適応が目的とされたが、プルン市民連帯では、地域社会で共に生きる「共存・共生関係」という考えのもと、外国人女性たちを地域の

リーダーで養成する自助グループ・プログラムなどの講座を通して、地域の主体的なアクターへとエンパワーメントを図る活動を展開していた。

社会教育として多文化教育をみる政策や研究がみられる中で、プルン市民連帯の実践から、外国人住民をも地域社会の一員として参加していけるように、「エンパワーメント」の視点、「人権」の視点、「共生」の視点に立脚した多文化教育の在り方を提示しているのである。

多文化教育を「社会教育」として捉えようとする動きが出てくるのは、多文化教育の内実を図っていくためには外国人だけでなく一般市民をも視野にいたれた社会教育として展開していかなければならず、今までの多文化教育に対する「省察的」な視点が浮かび上がってきたこととも関連があるであろう。

第二に、多文化教育政策の分析を行い、韓国の多文化教育のパラダイムの転換を明確にした。

2008 年に中長期にわたる多文化教育政策が、当時の教育科学技術部によって発表されたが、2012 年 3 月に出された「多文化学生教育先進化方案」は、それまで「疎外階層」としてきた国際結婚家庭の子ども（多文化学生）を、「多様な学生たちの中の一つ」と位置付けたのである。つまり、積極的に「多様性を理解する創意的グローバル人材」とし、その養成をビジョンにすえ、公教育の中での包摂を目指すものへと、政策を転換していくことが明確となった。

要するに、多文化家庭の子どもを、「グローバル人材」として育成していくことが前に出され、多文化学生や呼び寄せの子どもたちをどのように「公教育」の中で包摂していくのが、方案の中で明示され、その対象をも今まで多文化教育政策の主な対象であった国際結婚家庭から、外国人家庭まで拡大した。また、多文化学生が公教育に入ることを支援するための予備学校及び多文化コーディネーター運営、韓国語教育課程の導入及び基礎学力の責任指導の強化などをその内容としている一方で、中央多文化教育センターをソウル大学から平生教育振興院に委託することで、より総合的な観点から多文化教育を取り組む可能性をも生まれてきている。

このような政策におけるパラダイム転換は大いに歓迎すべきことではあるが、今回の方案におけるビジョンである「グローバル人材」にはなれない子どもたちが、学歴社会の韓国社会において置き去りになるおそれがあり、韓国社会における周辺化の循環をどのように断ち切り、公正な機会をどのように手にすることを可能とするのかは、これからもみていく必要があり、圧縮成長ならではの「圧縮多文化化」がもたらしうる課題について

ても、目を離すことはできない。

第三に、多文化教育における当事者の関わり方を外国人女性、その中でもフィリピン人女性に焦点を当て分析を行った。

外国人女性をバイリンガル講師という、多文化教育を担う人材として位置づけることは、2008年の「多文化家庭学生の教育支援方案」において明示され、2012年の方案においてはより拡大することとなった。

本研究では、このような外国人女性の講師としての力量形成や養成を、ソウル近郊の京畿道の教員養成大学である京仁教育大学の事例から分析した。京仁教育大学は、自治体と連携し、1年間の教育課程を修了した女性たちは地域の学校に講師として配置、学校の多文化理解教育やバイリンガル教育などに取り組むようにしている。

ただ、母文化や母語を資源と活かしてバイリンガル講師で活躍する外国人女性たちに対して、在韓外国人女性人口で3つ目に多いフィリピン人女性たちは、そういった講師ではなく、1990年代に急激に拡大した韓国の英語教育市場の中で、英語講師として働くという戦略を持っていた。つまり、在韓フィリピン人女性たちは、英語という文化資本を使って英語教育市場に参入していくことや、「フィリピン人」から「外国人」という自らのアイデンティティの再構築をはかることを、その戦略としていたのである。これは、韓国社会の目指す「グローバル人材」とも相通ずるものであり、社会的弱者で周辺に追いやられるおそれのあるフィリピン人女性たちは、母語と母文化を資源に活動する他の外国人女性たちと違って、英語講師として社会に参加し教育に関わっていく定住戦略を模索しているのである。

中央政府や自治体によって多様に展開されている韓国の多文化教育は、制度と位置付けられているがゆえに、広がりを見せながら、多様な実践・活動として繰り広げられている。しかしながら、「多文化」という言葉が、2008年の多文化家族支援法の制定を機に行政用語になるが、それが「多文化＝国際結婚家庭」という認識の拡散につながってしまい、「多文化」という概念の捉え直しや再定立が必要であるといえよう。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計4件)

- ① 金侖貞、韓国における平生教育としての多文化教育の形成と展開 - 『プルン市民連帯』から考える地域多文化教育 - 日本社会教育学会紀要、No.47、査読有、2011、

pp.11-20.

- ② 金侖貞、公的社会教育における多文化・多民族実践の変化と課題『月刊社会教育』2011年2月号、査読無、2011、pp.19 - 26.
- ③ 金侖貞、韓国の多文化社会化への試みはどうなるのか『東アジア社会教育研究』第17号、査読無、2012、pp.215 - 221.
- ④ 金侖貞、在韓フィリピン人女性の社会参加と教育『人文学報』No.471、査読無、2013、pp. 17 - 38.

[学会発表] (計2件)

- ① 金侖貞、韓国における社会教育としての多文化教育の形成と展開、日本社会教育学会第57回研究大会自由研究発表(2010年9月19日、神戸大学).
- ② 金侖貞、在韓フィリピン人女性の社会参加と教育、日本社会教育学会第59回研究大会自由研究発表(2012年10月7日、北海道教育大学釧路校)

[図書] (計1件)

- ① 金侖貞、多文化共生をどのように実現可能なものとするか - 制度化のアプローチを考える、馬淵仁編『多文化共生は可能か - 教育における挑戦』、勁草書房、2011、pp.65 - 84.

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

金 侖貞 (KIM YUNJEONG)

首都大学東京・人文科学研究科・准教授  
研究者番号：40464557